

証券コード 5781
2023年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号
東邦金属株式会社
代表取締役社長 小 樋 誠 二

第73回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第73回定時株主総会招集ご通知」及び「第73回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として電子提供措置事項を掲載しております。下記の当社ウェブサイトへアクセスの上、「IR情報」、「株主総会関連資料」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tohokinzoku.co.jp/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にも電子提供措置事項を掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「東邦金属」を入力又は証券「コード」に「5781」（半角）を入力して検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」（「情報を閲覧する場合はこちら」）の順に選択することで、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区今橋四丁目4番11号 大阪倶楽部4階
3. 目 的 事 項
 報告事項 第73期（2022年4月1日から）事業報告及び計算書類報告の件
 決議事項
 第1号議案 監査役2名選任の件
 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ※ 当日ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、計算書類個別注記表を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

<株主様へのお願い>

◎本総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調等をご勘案の上、慎重にご判断をいただきますようお願い申し上げます。議決権につきましては、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書により事前に行使いただくことが可能です。

◎出席役員及び運営スタッフは、体調を確認の上、マスク等を着用して対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

◎会場内においては、アルコール消毒液の設置、座席間隔の確保等、感染予防措置を講じる予定ですので、あらかじめご了承ください。

◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tohokinzoku.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が繰り返されたものの、厳しい行動制限を伴う措置は講じられず、社会経済活動が正常化に向かい、国内需要を中心に景気は緩やかに持ち直しの動きがみられ、回復基調で推移しました。

しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源エネルギー価格の上昇、内外金利差拡大に伴う円安進行による輸入物価の上昇等により、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

海外においては、中国におけるゼロコロナ政策撤廃による需要回復が続くものの、欧米におけるインフレ進行に対応する金融引き締め、米国金融機関の破綻に端を発した金融不安等により景気後退懸念が高まっております。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、原材料等の高騰に伴う販売価格への転嫁、原材料の安定調達及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減等の原価低減活動に注力いたしました。

売上高は、タングステン・モリブデン製品において、国内唯一の一貫生産を行っている優位性のもと国内需要を取り込み、販売が伸長したものの、貴金属電極における代替製品への切替による販売数量の大幅な落ち込みが響き、前年比23.9%減の4,871百万円（前期 6,400百万円）となりました。

損益面は、原価低減活動に努めたものの、売上高の大幅な減少により、営業利益は252百万円（前期 685百万円）となりました。

営業外収益は受取利息及び配当金、助成金収入等により50百万円となり、営業外費用は支払利息、為替差損等により21百万円となりました。

結果、経常利益は282百万円（前期 707百万円）、当期純利益は302百万円（前期 601百万円）となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

（電気・電子）

タングステン・モリブデン製品の売上高は、前期から引き続き半導体市場での旺盛な需要を取り込み、好調に推移したことにより、2,111百万円（前期 1,616百万円）と30.6%の増収となりました。

焼成品の売上高は、貴金属電極において新製法の確立による品質向上が奏功し、産業用特殊電極部品の安定受注につながったものの、材料高騰による他材料への切替が進んだ自動車用電極部品の販売数量が大幅に減少したことにより、2,303百万円（前期 4,341百万円）と46.9%の減収となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は、4,414百万円（前期 5,957百万円）と25.9%の減収となり、営業利益は265百万円（前期 717百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金の売上高は、AGF補助工法によるトンネル工事が復調し、456百万円（前期 442百万円）と3.2%の増収となり、営業損失は12百万円（前期 営業損失32百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は150百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金及び借入金によっております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 70 期 (2020年3月期)	第 71 期 (2021年3月期)	第 72 期 (2022年3月期)	第73期(当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	3,750,829	4,173,153	6,400,456	4,871,036
経 常 利 益 (千円) (△は損失)	△163,645	184,146	707,598	282,322
当 期 純 利 益 (千円) (△は純損失)	△169,250	149,465	601,833	302,456
1株当たり当期純利益(円) (△は純損失)	△72.99	64.46	259.59	130.46
総 資 産 (千円)	4,814,514	5,460,138	5,800,716	6,185,655
純 資 産 (千円)	2,073,239	2,299,026	2,989,384	3,397,980
1株当たり純資産(円)	894.18	991.60	1,289.44	1,465.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社が製造しているタングステン・モリブデン製品はニッチな市場になっており、国内において一貫生産を行う企業は当社のみとなっております。このニッチな市場で安定基盤を作り、適正な利益の確保に努めております。ニッチな市場は、好不況の影響を受け易い環境に置かれておりますが、現在進行している中期経営計画を達成し、ROE 8%以上を安定的に確保すべく、以下の重点施策に取り組んでまいります。

【組織・体制】

「引き合い事案を確実に取り込む」を合言葉に次の項目を実施してまいります。

- ① 顧客の要求にこたえる高品質・安定供給の追求
 - ・守るべき技術をひたむきに伝承するとともに、必要に応じて、設備を更新する。
 - ・海外顧客にも積極的に対応し、拡販できる体制を作る。
 - ・製造技術、管理技術のレベルアップにより、顧客迷惑度ゼロの品質を目指す。
- ② 製造販売体制の機能の強化
 - ・営業は、精度の高い製品等の情報を入手し、購買、製造の司令塔となる。また、利益額の低下を招かないよう適正な価格で販売する。
 - ・購買は、グローバルな最適調達を行う。
 - ・製造は、半自動化を含めた自動化や、工程改善などで原価低減を進める。
 - ・関連部署との連携強化を図り、どうすればできるか考え、取りこぼしゼロを目指す。
- ③ ステークホルダーへの説明責任
 - ・内部統制の強化及びコンプライアンスの徹底でガバナンスを高める。
 - ・ハラスメントを防止し、安全、安心な職場づくりを行うとともに、人、地域、地球にやさしいECOライフの実現を目指す。
 - ・太陽光発電の導入や再生可能エネルギーの利用でCO₂排出削減を目指す。

【各事業】

- ① 成長ドライバーについて
 - ・貴金属電極は新たな材料を用いた電極の開発計画は順調に推移。2024年からの量産を目指す。
 - ・特許を用いた製法で海外顧客の産業用貴金属電極の販売の拡大に努める。
 - ・医療部材・半導体部材はメイドインジャパン品質のタングステン・モリブデン部材で販売拡大。
- ② 基幹事業について
 - ・放熱基盤部材、測温部材、超硬部材については急激な増産に対応できるよう取り組む。
 - ・合金部材に関しては他社撤退に伴う引き合いを軌道に乗せる。

③ 既存事業について

- ・ 当社の製品群は、あらゆる分野で使用されているが将来が見込まれないと判断した製品については、「選択と集中」に則り、事業の仕分けを行い、実行していく。

④ 新規事業について

- ・ 下記の研究テーマに関しては、基礎的な特許を取得済みであり、各種関係機関とさらなる基礎研究に取り組んでいる。早い段階で、市場投入できるよう開発営業に注力する。

研究テーマ

マグネシウム合金関連：脳動脈瘤用フローダイバーター

レーザーワイヤーDED方式AM造形技術用ワイヤー

核融合関連：

異種金属の接合技術を用いたダイバーター

タングステン・モリブデン部材の対応

遮蔽服関連：

活性炭固化技術を用いたクライオポンプ用吸着剤

原子力系、医療系の遮蔽服

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

タングステン・モリブデン部門	蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びブリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、TIG溶接用電極、放射線防護服
焼成製品部門	銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン重合金製品、貴金属電極、各種焼結電極、浴湯測温用モリブデン合金シース
超硬合金部門	削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐磨耗部品、鉱山用・耐磨耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

営業所	本社	大阪市中央区
	東京支店	東京都港区
工場	門司工場	北九州市門司区
	寝屋川工場	大阪府寝屋川市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数 (前事業年度末比)	平均年齢	平均勤続年数
138名 (1名増)	41.8才	19.6年

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は114名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	630,000
株式会社伊予銀行	490,000
株式会社商工組合中央金庫	195,000

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 2,338,001株
(3) 事業年度末の株主数 2,700名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
太陽鋳工株式会社	726,700	31.35
双日株式会社	126,800	5.47
共栄火災海上保険株式会社	78,570	3.39
株式会社三菱UFJ銀行	60,594	2.61
株式会社三井住友銀行	54,951	2.37
日本証券金融株式会社	50,300	2.17
三菱UFJ信託銀行株式会社	44,037	1.90
矢野金属株式会社	41,700	1.80
佐々木保典	33,400	1.44
株式会社ニチリン	28,800	1.24

(注) 持株比率は自己株式 (19,727株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 樋 誠 二	管理部門、技術開発部門、ISO・経営計画管理部門担当	太陽鉱工業株式会社代表取締役社長 株式会社ニチリン社外取締役 日本精化株式会社社外監査役
専 務 取 締 役	藤 原 一 信	営業購買部門、超硬部門、製造部門（寝屋川工場）担当	
取 締 役	岩 隈 和 夫	製造部門（門司工場）担当	
取 締 役	鈴 木 一 史		
取 締 役	飯 島 宗 文		
常 勤 監 査 役	林 成 行		日精興産株式会社代表取締役社長
監 査 役	深 瀬 真 一		
監 査 役	黒 岩 松 彦		

- (注) 1. 取締役 鈴木一史及び取締役 飯島宗文の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 渡部聡氏は、2022年6月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
 4. 森本幾雄氏は、2022年6月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任いたしました。
 5. 深瀬真一氏は、2023年3月31日付で日精興産株式会社代表取締役社長を退任いたしました。
 6. 当社は、取締役 飯島宗文、監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）の原案を代表取締役社長が作成し、2022年5月12日開催の取締役会において決定方針の決議をいたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすることを基本方針とし、役付取締役、社外取締役及び業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬及び役職手当（代表権手当を含む）と業績の功績により算定する業績手当を支払うこととします。取締役の基本報酬は、役位、職責、在任年数、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する月例の固定報酬とします。取締役の役職手当（代表権手当を含む）は、役職位別に設定される月例の固定報酬とします。取締役（社外取締役を除く）の業績手当は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、一定の算式に基づき、業績に応じて変動する月例の金銭報酬とします。

当社の取締役の報酬は、各々の役職に応じた固定報酬及び業績連動報酬等で構成し、これらの割合は、株主の中期的利益との連動を意識して決定いたします。

- ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内において、報酬等の額の決定に関する方針とその役員報酬に関する規定に従い、代表取締役社長が原案を作成し、取締役会にてその内容を審議しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第72回定時株主総会において年額100,000千円以内（うち社外取締役分15,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第72回定時株主総会において年額24,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	70,197	62,280	5,400	2,517	4
監査役（社外監査役を除く）	9,802	9,405	—	397	2
社外取締役	6,600	6,450	—	150	2
社外監査役	6,600	6,450	—	150	2

- (注) 1. 上記には2022年6月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。
2. 退職慰労金は、役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
3. 上記報酬等の額のほか、2022年6月28日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し9,000千円及び退任監査役1名に対し14,100千円を支給しております。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益であり、当事業年度における業績連動報酬に係る指標として、2021年度の経常利益707,598千円を用いております。当該指標を選定した理由は、会社の経営活動全般の利益を示すものであり、経営指標として重視しているためであります。当社の業績連動報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、役員の報酬に関する規定に定める一定の計算式に基づき算定しております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、飯島宗文氏、林成行氏、深瀬真一氏及び黒岩松彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鋳工株式会社の代表取締役社長、株式会社ニチリン社外取締役、日本精化株式会社社外監査役を兼務しております。太陽鋳工株式会社は当社の発行済株式の31.35%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。株式会社ニチリンは当社の発行済株式の1.24%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。日本精化株式会社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

監査役 深瀬真一氏は日精興産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社との間に賃貸借契約の取引関係があります。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鋳工株式会社の代表取締役会長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 木 一 史	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、海外業務の経験に加え、当社に関する業界に精通し、企業経営に関する幅広い見識に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、社外取締役としての適切な役割を果たしております。
取 締 役	飯 島 宗 文	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、他業種の経営者及び監査役としての豊富な経験から培われた知見及び高い見識に基づき、取締役会では忌憚のない意見を述べており、社外取締役としての適切な役割を果たしております。
監 査 役	深 瀬 真 一	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。
監 査 役	黒 岩 松 彦	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 12,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12,000千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査実績を確認し、当該事業年度の監査計画における内容、監査時間及び報酬見積りの算出根拠を検証し、監査の遂行状況の相当性及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか会計監査人の解任又は不再任の決定は、法令違反等による懲戒処分や欠格事由の有無、独立性、内部管理体制、監査品質及び品質管理体制、監査報酬の水準、継続監査期間、監査活動の適切性等の職務の執行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、2006年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定を行っており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役及び使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社の内部統制委員会において報告し、その解決策を決定します。また、内部通報制度として、窓口を社内に加え社外にも設置し、役員及び使用人等からの相談・通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益な取扱いを受けないよう、諸規程を整備し、周知しております。
- c. 当社は、反社会勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、その徹底を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令及び情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書及び情報の保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社は ISO9001 及び ISO14001 の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理及び環境保全に対し、積極的に取り組みます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生のを未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針を策定し発表を行っています。
 - c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得て行うものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役又は使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 取締役及び使用人が、監査役に対し匿名で通報することができる内部通報制度を整備しております。
 - d. 監査役へ報告・通報したことを理由として、当該取締役及び使用人が不利益な取扱いを受けることがないよう、諸規程を整備し、周知しております。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払い又は償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うなど、緊密な連携を保つものとします。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
 - b. 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会は、決議事項等を具体的に定めた社内規定に従って活発な議論のもと審議を行い、迅速に意思決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。また、取締役会の実効性の向上に資するよう各役員にアンケートを実施し、改善に努めております。

内部統制委員会は、法令遵守、リスク管理、財務報告に係る内部統制の体制の整備、維持を目的として設置され、法令、定款及び社内規定の遵守状況の監視等を行うとともに、定期的にその内容を取締役に報告しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、ISO・経営計画管理室並びに会計監査人との間の意見交換、情報共有等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規定遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

ISO・経営計画管理室は品質管理及び環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率、「使用人の状況」の平均年令、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	3,781,955	流動負債	1,719,270
現金及び預金	404,032	支払手形	23,557
受取手形	200,644	買掛金	251,406
電子記録債権	214,024	電子記録債務	292,587
売掛金	914,064	短期借入金	550,000
商品及び製品	78,809	1年内返済予定の長期借入金	300,000
仕掛品	1,031,625	リース債務	13,770
原材料及び貯蔵品	779,666	未払金	105,651
前払費用	26,875	未払法人税等	3,603
その他	132,212	未払費用	18,817
固定資産	2,403,699	前受金	10,618
有形固定資産	1,408,841	預り金	5,687
建物	276,568	賞与引当金	103,659
構築物	12,812	営業外電子記録債務	31,685
機械及び装置	253,587	その他	8,226
車両運搬具及び工具器具備品	37,996	固定負債	1,068,403
土地	782,785	長期借入金	465,000
リース資産	45,090	リース債務	32,143
無形固定資産	3,509	繰延税金負債	201,475
ソフトウェア	3,235	退職給付引当金	300,551
リース資産	273	資産除去債務	9,263
投資その他の資産	991,348	その他	59,970
投資有価証券	924,795	負債合計	2,787,674
関係会社株式	16,435	純資産の部	
その他	56,468	株主資本	2,866,850
貸倒引当金	△6,350	資本金	100,000
資産合計	6,185,655	資本剰余金	2,492,586
		その他資本剰余金	2,492,586
		利益剰余金	302,456
		その他利益剰余金	302,456
		繰越利益剰余金	302,456
		自己株式	△28,193
		評価・換算差額等	531,130
		その他有価証券評価差額金	531,130
		純資産合計	3,397,980
		負債及び純資産合計	6,185,655

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	4,871,036	
売上原価	4,117,216	
売上総利益	753,820	
販売費及び一般管理費	500,872	
営業利益	252,948	
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,794	
助成金収入	10,570	
補助金収入	6,350	
その他	2,874	50,588
営業外費用		
支払利息	13,138	
為替差損	6,617	
その他	1,457	21,214
経常利益	282,322	
税引前当期純利益	282,322	
法人税、住民税及び事業税	7,207	
法人税等調整額	△27,340	△20,133
当期純利益	302,456	

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2022年4月1日残高	2,531,828	237,794	237,794	△177,036	△177,036	△28,087	2,564,499
事業年度中の変動額							
減 資	△2,431,828	2,431,828	2,431,828				—
欠 損 填 補		△177,036	△177,036	177,036	177,036		—
当 期 純 利 益				302,456	302,456		302,456
自己株式の取得						△105	△105
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	△2,431,828	2,254,792	2,254,792	479,493	479,493	△105	302,350
2023年3月31日残高	100,000	2,492,586	2,492,586	302,456	302,456	△28,193	2,866,850

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年4月1日残高	424,885	424,885	2,989,384
事業年度中の変動額			
減 資			—
欠 損 填 補			—
当 期 純 利 益			302,456
自己株式の取得			△105
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	106,245	106,245	106,245
事業年度中の変動額合計	106,245	106,245	408,596
2023年3月31日残高	531,130	531,130	3,397,980

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	南	幸治
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	平	岩雅司
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査法人和宏事務所と協議を行うとともに、その監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

東邦金属株式会社 監査役会
常勤監査役 林 成 行 ㊟
社外監査役 深 瀬 真 一 ㊟
社外監査役 黒 岩 松 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査役2名選任の件

監査役 深瀬真一、黒岩松彦の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふか せ しん いち 深瀬 真一 1956年2月28日生	2000年9月 日本精化株式会社入社 2005年6月 同社経理部長 2011年6月 同社執行役員管理本部副部長兼経理部長 2013年6月 同社取締役執行役員管理本部長兼経理部長 2014年6月 当社監査役 現在に至る 2015年2月 日精興産株式会社代表取締役社長 2018年4月 日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長	0株
(社外監査役候補者とした理由について) 深瀬真一氏を引き続き社外監査役候補者とした理由は、他業種の経営者として培った高い見識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は9年であります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">おお たに やす し 大 谷 泰 史</p> <p style="text-align: center;">1979年 5月 25日生</p>	<p>2003年11月 監査法人大成会計社（現・EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2008年 2月 公認会計士登録</p> <p>2015年 9月 新日本有限責任監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）退所</p> <p>2015年10月 大谷公認会計士事務所設立 現在に至る</p> <p>2015年12月 税理士登録</p> <p>2020年12月 神戸監査法人パートナー 現在に至る (重要な兼職の状況)</p> <p>大谷公認会計士事務所 代表</p>	0株
<p>(社外監査役候補者とした理由について)</p> <p>大谷泰史氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、その専門的見地から、当社のガバナンス体制の強化に貢献されることを期待しております。なお、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 深瀬真一及び大谷泰史の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 深瀬真一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。大谷泰史氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 責任限定契約について
 当社は監査役候補者深瀬真一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容で契約を継続する予定であります。
 当社は監査役候補者大谷泰史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、本議案が原案どおり可決され、かつ、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたしませす。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

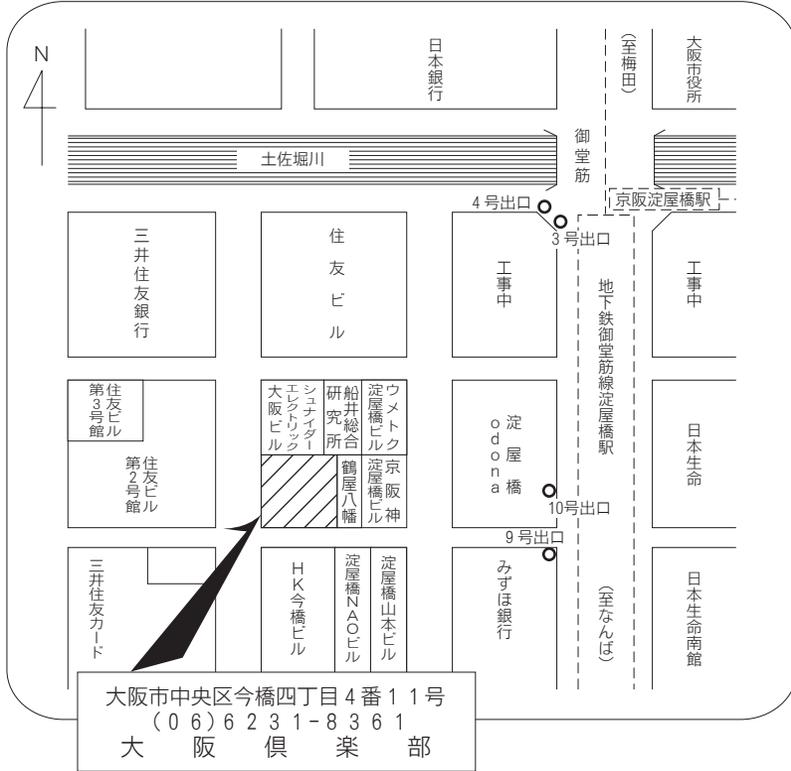
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
きむらとしふみ 木村敏文 1952年12月9日生	1975年4月 太陽鋳工株式会社入社 2001年7月 同社経理部部长 2006年5月 陽和興産株式会社監査役 2006年5月 太陽ビルディング株式会社社外監査役 現在に至る 2006年7月 太陽鋳工株式会社営業部大阪支店支店長 2007年6月 同社取締役総務部長兼経理部長 2013年4月 同社取締役福井工場長 2013年8月 鈴木薄荷株式会社社外監査役 現在に至る 2015年6月 太陽鋳工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鋳工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社社外監査役 鈴木薄荷株式会社社外監査役	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由について) 木村敏文氏を引き続き補欠の社外監査役候補者とした理由は、太陽鋳工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わっていただけるものと判断したためです。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 木村敏文氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鋳工株式会社の監査役を兼務しております。
 4. 責任限定契約について
 当社は補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、本議案が原案どおり可決され、かつ、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内



当会場の最寄り駅は、地下鉄（御堂筋線）及び京阪電鉄淀屋橋各駅より歩いて約7分
 ○印は、地下鉄（及び京阪電鉄）出入口
 なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会会場へは公共の交通機関をご利用ください。